Ⅱ　廃棄物・リサイクル対策

１　地域における３Ｒの取組の活性化

３Ｒの重要性を市民の皆さんに広く普及し、その取組を拡大させるとともに、循環型社会の形成を地方レベルでも進めるために、これまでに以下のような施策を行ってきました。

①地域循環圏の構築に関する基礎調査等

環境省では、平成 20 年３月に閣議決定された「第２次循環型社会形成推進基本計画」に新たに位置付けられた、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」づくりを進めるための施策を展開しています。

中部地方環境事務所では、この「地域循環圏」を地域において構築するための方策等についての基礎調査を実施するとともに、地域循環圏の考え方等を普及させる目的で、平成 21 年３月に「食品残さのリサイクルから地域循環圏を考えるシンポジウム」を名古屋市で開催しました。このシンポジウムでは、食品残さのリサイクルに取り組んでいる小売店、農業者団体、堆肥化事業者及び市民の方によるパネル討論会等を行ったところ、大勢の方々にご参加いただきました。

②容器包装等の３Ｒの取組

３Ｒ推進の取組の一つとして、レジ袋削減の取組があります。環境省では、自らのライフスタイルを見直し、家庭ごみの排出抑制（Reduce）を図る契機とするため、買い物にマイバックを持参し、レジ袋の受取りを辞退する普及啓発活動を行ってきました。また、地方公共団体においても、小売業者等と連携し、レジ袋削減協定を締結する等して、レジ袋削減の取組を行っています。その結果、平成 20 年 11 月現在では全国で 685 の市町村が何らかの形で活動を行っており、中でも中部地方においては 150 市町村が実施し、その活動が特に進んでいる地域となっています。

③３Ｒ普及啓発イベントの開催

毎年 10 月の「３Ｒ推進月間」に合わせ、中部地方環境事務所でも各地でイベントを開催しています（平成 18 年；名古屋市、平成 19 年；富山県富山市、平成 20 年；長野県長野市及び三重県津

《３Ｒとその重要性について》

大量生産、大量消費、大量廃棄という一方通行型の社会の中で、日本人は大きな豊かさを生み出してきました。しかし、資源やエネルギーには限りがあり、最終処分場も不足気味で、ごみの問題は深刻化しています。私たちは、ごみそのものの発生を抑えたり、これまでごみとして捨てていたものを再使用・再生利用したりして、環境への影響を減らす「循環型社会」を一日も早くつくり上げなければなりません。

そのために必要なのが３Ｒ（Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル））です。まずは、ごみを出さない、ごみ自体を減らす（Reduce）、そして使えるものは繰り返し使い（Reuse）、どうしても使えなくなったものは資源として再生させる（Recycle）、という市民一人ひとりの取組の重要性がますます高くなってきています。

市において、それぞれ開催)。
特に平成 20 年には、野球の地域リーグチームである信濃グランセローズとタイアップしてイベントを開催し、同球団代表にマイカップ 2000 個を贈り、３Ｒの普及にご協力いただくようお願いしました。また、津市では、環境省３Ｒ推進マイスターで学習院女子大学教授の平野次郎氏（元ＮＨＫキャスター）をお招きし、「一人ひとりにできること」と題した講演会を開催しました。

④各種リサイクル法の施行

「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）や「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）等の各種リサイクル法の適正な施行を担保し、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を推進するため、関係事業者を対象とする説明会を開催するとともに、関係事業者に対し立入検査を実施しました。(平成 20 年度立入検査件数：107 件)

⑤モデル事業の実施

（ｉ）地域における容器包装廃棄物３Ｒ推進モデル事業

容器包装廃棄物の３Ｒに関する地域の各主体の連携によるトップランナー的な取組について、その効果を検証し発信することで、全国的な取組を推進することを目的とする「地域における容器包装廃棄物３Ｒ推進モデル事業」を実施しています。
平成 20 年度に中部地方では、
(ア)「なごやリユースびんルール」実証事業（名古屋大学大学院環境学研究科環境政策論講座（名古屋市））
（イ）西濃地域エコライフ推進プロジェクト（ＮＰＯ法人いびがわミズみずエコステーション（岐阜県揖斐川町））
が事業を行い、それぞれの地域における容器包装廃棄物の削減の可能性が示されました。

（ⅱ）循環型社会地域支援事業

ＮＧＯ／ＮＰＯをはじめとする民間団体や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような先進的な事業を公募し実証事業として実施することにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を発掘・支援するため、「循環型社会地域支援事業」を実施しています。
平成 20 年度に中部地方では、
(ア)「なごやリユースステーション」実証事業（名古屋大学大学院環境学研究科竹内研究室（名古屋市））
（イ）食品循環資源のループ形成によるビジネスモデル構築に関するプロジェクト事業（おかえりやさいプロジェクト（名古屋市））
（ウ）薪を利用促進による里山管理インセンティブの創出と灰・煤の再利用のためのネットワーク構築事業（ＮＰＯ法人能登半島おらっちゃの里山里海（石川県珠洲市））
が事業を行い、各地域における循環型社会の構築のための検討が行われました。

〈平成21年度の施策〉

平成21年度においても、引き続き、①地域循環圏に関する調査、②容器包装等の３Ｒの取組、③３Ｒ普及啓発イベント、④各種リサイクル法の運用、⑤モデル事業をそれぞれ実施します。

特に①の地域循環圏に関する調査については、学識経験者や関係機関等から構成される「中部地方地域循環圏構築協議会」（仮称）を設置し、食品リサイクルの事例を通じて、地域循環圏構築のための調査・検討を実施し、その結果を食品リサイクルに関するモデル事業の実施につなげていきます。

また、②の容器包装等の３Ｒの取組に関しては、これまでのレジ袋中心の取組がある程度進展したことを踏まえて、新たにトレイ等の容器包装を削減する取組を推進するための方策を検討します。さらに、小型家電のリサイクルの推進によるレアメタルの回収の可能性について、モデル調査等を通じた検討を実施します。

２　廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進

廃棄物の排出量はここ数年横ばいか減少傾向にあり、また、不法投棄の発生件数、残存量についても同様に減少していますが、引き続き廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理を確保していくためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）等に基づき、排出事業者や廃棄物処理業者等を適切に監督・指導していくことが必要です。

このため、中部地方環境事務所では、中部地方全体をとらえた広域的な視点から、域内の各県市と連携して、県や市における監視・指導といった取組の強化・支援を行うこと等を通じ、中部地方の廃棄物の適正処理・不法投棄対策を推進しています。

また、地震や大雨等の災害に起因して一度に大量に発生する廃棄物を適正に処理することは、公衆衛生を確保する観点からも、また速やかな復旧を進める観点からも非常に重要です。中部地方環境事務所では、これらの災害時に発生する廃棄物を処理する市町村に対し支援を行っています。

以下に、平成20年度に行った主な施策を紹介します。

①全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける取組

不法投棄監視ウィーク（５月30日から６月５日まで）において、不法投棄撲滅運動シンボルマークの制定、シンボルマークをデザインした不法投棄防止を訴求する看板の作製及び設置、不法投棄防止を訴求するポスターの作製及び配布、全国一斉陸海空集中パトロール並びにＰＲグッズの配布等による普及啓発等を、関係機関とも連携しながら集中的に実施しました。

②不法投棄監視通報システムの設置

地方自治体の不法投棄監視業務を支援する目的で、不法投棄監視通報システム（監視カメラ）を域内16団体（20か所）に設置し、不法投棄の監視を行いました。この結果、２か所において不法投棄行為者を特定し、検挙又は自治体による行政指導が行われました。

③中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議の開催

産業廃棄物の不適正処理・不法投棄の未然防止と早期解決に資することを目的として、適正処理の推進に関する専門家を交え、自治体の指導的立場にある職員を対象とした連絡会議を開催し、その中で行政処分の指針の正しい解釈や不法投棄の未然防止対策等について意見交換等を行いました。

④地方自治体の産業廃棄物適正処理・不法投棄対策担当者を対象としたセミナーの開催

地方自治体の各出先機関において産業廃棄物行政を担当する職員のスキルアップを図ることを目的として、日頃から産業廃棄物行政の先頭に立ち職務を遂行している自治体職員を招き、行政代執行事例の報告等を内容とする講演会を開催しました。

⑤災害廃棄物の適正処理

平成20年８月末に岡崎市を中心に愛知県内各地に被害をもたらした「平成20年８月末豪雨」の際には、中部地方環境事務所では直ちに被災地に職員を派遣し調査を行うとともに、被災した岡崎市等の関係４自治体が実施する災害廃棄物の処理に対して補助を行いました。また、同年７月末に北陸地方で発生した豪雨災害時にも、富山県南砺市等の関係２自治体が実施する災害廃棄物の処理に対し補助を行いました。

〈平成21年度の施策〉

平成21年度においても、引き続き、廃棄物の不法投棄の撲滅を目指し、①全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける取組、②不法投棄監視通報システムの設置、③中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議の開催、④地方自治体の産業廃棄物適正処理・不法投棄対策担当者を対象としたセミナーの開催等の施策を、自治体や各県警察等の関係機関とも協力しながら実施します。また、⑤災害廃棄物の適正処理については、災害の発生に応じ迅速な対応を図ります。

3　廃棄物等の輸出入への対応

近年、アジア各国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、リサイクル等を目的とした循環資源の国際移動が活発化しています。それとともに、法に基づく手続を経ずに廃棄物等を海外に輸出しようとする事例や、海外に輸出された有害廃棄物等が返送される事例が指摘されています。

このような状況を踏まえ、関係の税関等との連携・協力の下、不法輸出入防止に向けた水際対策強化の取組を実施しています。また、事業者が輸出入を行う際の補助となるよう、説明会の開催や輸出入に当たっての事前相談等を通じ、適正な輸出入が行われるよう取組を進めています。

①保税エリアにおける検査

廃棄物処理法や「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）に抵触する可能性のある輸出入申告が行われた場合には、税関からの通報を受け、環境省自らが貨物の検査を実施したり、税関による貨物開被検査に立ち会ったりして、

適法性の確認を行っています。これまでに、廃棄物処理法に基づく検査は３件、税関からの依頼に基づく立会いは 17 件、それぞれ実施しました。

②制度の普及啓発

輸出入関係事業者を対象としたパンフレットを作成し配布するとともに、法令の概要を説明する「バーゼル法等説明会」を毎年１回開催しています。

③事前相談の実施

事前相談は、輸出入者又はその代理者からの相談に応じ、提出された書類に基づいて、貨物が廃棄物処理法やバーゼル法の規制対象か否かを判断し、相談者に口頭で回答する行政サービスです。これまでの実施実績は、平成 17 年度 80 件、平成 18 年度 172 件、平成 19 年度 161 件、平成 20 年度 194 件となっています。

〈平成 21 年度の施策〉

廃棄物やバーゼル法該当物の不法輸出入の防止に向け、税関職員に対する研修や意見交換会等も実施し、徹底した水際監視を継続・強化していきます。また、輸出入関連事業者に対する普及啓発にも力を入れ、さらに、事業者からの事前相談に対しては、迅速かつ的確な処理を進めていきます。

４　漂流・漂着ごみ対策

漂流・漂着ごみは、我が国においては、国内起因のみならず、地域によっては外国から大量に漂着しており、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の阻害や漁業への被害等の深刻化が指摘されています。

漂流･漂着ごみについて､より効果的な発生源対策や清掃運搬処理を進めるためには､漂着の状況と地域の特性を踏まえた取組が必要であり､また､効率的な清掃方法の開発・利用や関係者の参加･協力が重要です｡このため､一定範囲のモデル海岸地域について､地域全体の漂着ごみの状況や地域特性について情報を収集し、対策のあり方を検討することを目的として、平成 19 年度から「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」を実施しています。中部地方では、以下の３か所をモデル地域として選定し、調査を実施しました。

・石川県羽咋市（羽咋・滝海岸）
・福井県坂井市（梶地先海岸）
・三重県鳥羽市（答志島）

また、漂着ごみの集積が著しい地域を重点海岸として選定し、地域の関係者と協力して国が緊急的にクリーンアップ事業を行い、優れた自然の風景地を復元するとともに、環境の保全を通じた地域の観光産業等の活性化を図ることを目的として､平成 20 年度及び 21 年度に限り､「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業」を実施しています。中部地方では、以下の２か所が対象となっています。

・石川県輪島市（曽々木海岸～三つ子浜）

・石川県加賀市（塩屋海岸～片野海岸）

〈平成 21 年度の施策〉

「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査（第２期）」を、以下の海岸を対象として２か年の計画で実施するほか、「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業」及び「グリーンワーカー事業」を実施し、対象海岸のクリーンアップを行い、さらにクリーンアップ後の漂着ごみの回収・処理等に関する体制の確立の支援も実施します。

・福井県坂井市（梶地先海岸～安島地先海岸）

・三重県鳥羽市（答志島桃取東地先海岸）

廃棄物・リサイクル対策関連の主な業務の件数

			平成19年度	平成20年度
(1)		産業廃棄物の適正処理の確保・３Ｒの推進		
	①	不適正処理の未然防止・早期発見のための監視・啓発活動	16	26
		A.自ら実施したパトロール等の実施	0	2
		B.自治体等実施のパトロール・検問等への支援協力	13	21
		C.そのほかの取組	3	3
	②	不適正処理現場の現地調査等の実施	6	6
	③	不適正処理に関する一般からの相談、通報の処理	41	37
	④	関係行政機関との連携（各種会議の開催・参画等）	28	29
		A.事務所主催の廃棄物対策関連の会議の開催	9	8
		B.自治体等主催の不法投棄対策等の連絡会議への参加	11	6
		C.自治体等主催のそのほかの廃棄物対策関連の会議への参加	8	7
		D.そのほか	0	8
	⑤	地方自治体等からの各種相談や疑義照会	24	26
	⑥	アスベスト無害化処理認定制度の事前相談	2	4
		A.事前相談への対応	2	3
		B.認定申請の審査	0	1
(2)		一般廃棄物の適正処理の確保・3Rの推進		
	①	循環型社会形成推進地域協議会への参画	8	11
	②	循環型社会形成推進交付金申請係る相談等の処理	36	40
	③	汚水処理施設整備交付金申請の処理	0	0
	④	災害等廃棄物処理事業費補助金の査定	10	8
	⑤	災害等廃棄物処理事業費補助金の市町村等向け説明会の開催	2	0
	⑥	下水道法に基づく公共下水道等事業計画に係る協議	5	3
	⑦	関係行政機関との連携（各種会議の開催・参画等）	25	26
		A.事務所主催の廃棄物対策関連の会議の開催	0	0
		B.自治体等主催の会議への参加	1	1
		C.地方自治体等からの各種相談や疑義照会への回答	24	25
(3)		廃棄物の輸出入に係る規制の執行		
	①	事業者からの輸出入に係る事前相談への対応	203	199
	②	廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入に係る申請処理	5	7
		A.廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認に係る申請処理	5	7
		B.廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸入許可に係る申請処理	0	0
	③	事業者等に対する立入検査、報告徴収等	13	5
	④	バーゼル法に関する事業者向け説明会の開催	1	1
	⑤	未然防止のための対策等	0	0
	⑥	バーゼル物の輸入に係る処分完了通知の受理	0	0
	⑦	バーゼル物の輸入に係る国内処理施設の環境法令違反事例の照会	0	0
(4)		廃棄物の再生利用等の推進		
	①	家電リサイクル法に基づく立入検査等の実施	70	73
	②	自動車リサイクル法に基づく立入検査等の実施	33	34
	③	食品リサイクル法に基づく再生利用事業の登録申請等の受理・審査	10	7
	④	廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度・広域処理認定制度に関する事前相談、現場確認	28	28
	⑤	容器包装3R推進環境大臣賞募集受付業務	6	5
	⑥	食品リサイクル法に係る登録再生利用事業者調査	0	0
	⑦	容器包装サイクル法に係る調査	0	0
	⑧	容器包装リサイクル説明会	1	1
(5)		地域における3R取組の活性化		
	①	NPO、事業者が実施する3R推進のための実証事業の審査	11	5
	②	ごみの減量化や3R推進のための啓発活動の主催（3R推進ブロック大会等）	2	3
		A.自ら主催・共催したもの	2	3
		B.他の機関が主催したものにスピーカー・ブース出展等により参加したもの	0	0
		C.他の機関が主催したものを後援したもの	0	0
(6)		廃棄物処理業所管大臣としての各種法制度の施行		
	①	廃棄物処理業者からエネルギー使用量の報告（省エネルギー法）や温室効果ガス排出量の報告（温暖化対策推進法）等の受理	105	110
	②	中小企業等協同組合法に基づく設立の認可・変更等の申請の処理	11	12
（７）		その他		
	①	漂流漂着ごみに関すること	7	9